令和７・８年度

吉川市小規模建設工事等契約希望者登録申請の手引き

	内　　容	P
１　吉川市小規模建設工事等契約希望者登録とは		1
２　登録できる方		
３　登録できる業種		
４　登録の方法		
５　登録事項の変更		
６　登録の有効期間		
７　登録者の取り扱い		2
８　契約者の選定方法		
９　契約の締結		
１０　一括下請けの禁止		
１１　請負代金の支払い		
１２　契約関係法の遵守と登録の取消し		
（様式第１号）記入例	・吉川市小規模建設工事等契約希望者登録申請書	3
（様式第４号）記入例	・吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項変更・取下げ届	5
（様式第１号）	・吉川市小規模建設工事等契約希望者登録申請書	
（様式第４号）	・吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項変更・取下げ届	

問合せ先
吉川市総務部財政課管財担当
電話：０４８－９８２－５９６６（直通）

1　吉川市小規模建設工事等契約希望者登録とは

この登録制度は、吉川市が発注する小規模な建設工事・修繕等（内容が軽易で契約金額が50万円以下）の契約を希望される方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

2　登録できる方

登録できる方は、個人、法人を問わず、吉川市内に主たる事業所を置く建設業を営む方です。

（適法の範囲内で、希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません）

ただし、次のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

(1) 心身の故障により業務を適正に行うことができない方又は破産者で復権を得ていない方

(2) 吉川市建設工事等競争入札参加資格名簿に登載されている方

(3) 希望業種の履行に際して、必要な資格、許可等を有していない方

(4) 市税を滞納している方

3　登録できる業種

登録できる建設工事の業種は、建設業法に規定する29種類のうち5種類までです。（P4参照）

ただし、その業種を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。

4　登録の方法

(1) 受付開始日　令和7年2月18日（火）から　随時

（土・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く。）

(2) 受 付 時 間　8時30分～17時00分

(3) 提 出 方 法　持参または郵送

（あて先）　〒342-8501　吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市役所　総務部　財政課　管財担当

(4) 提 出 書 類

書類	部数
① 登録申請書（様式第１号）	1
② 許可、資格、登録証明書等の写し （希望業種の履行に際して、許可・資格・登録が必要な場合）	1

【ご注意】「納税証明等」の添付は不要ですが、申請時に、市が納税に関する調査をすることに同意していただきます。

5　登録事項の変更

登録事項の変更または、登録の取り下げを希望する場合は、速やかに「吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項変更・取下げ届」（様式第4号）を提出してください。

6　登録の有効期間

登録有効期間：令和7年4月1日　～　令和9年3月31日（2年間）

（ただし、令和7年4月1日以降に申請した方は、吉川市小規模建設工事等契約希望者登録名簿に登載した日から令和9年3月31日まで）

7　登録者の取り扱い

登録者は、吉川市小規模建設工事等契約希望者登録名簿に登載され、市役所内に公開されることで業者選定の対象となります。また、名簿は一般にも公開（閲覧）することをご了承ください。

8　契約者の選定方法

原則として**複数業者との見積競争**により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。
（都合により辞退することも可能ですが、その際は事前にご連絡ください。）
また、契約締結後の辞退はできませんので、ご注意ください。

9　契約の締結

契約を締結することとなった場合は、発注課の指示に従って書面（契約書又は請書）により契約します。
（※契約保証金は不要）

10　一括下請けの禁止

契約の履行は、吉川市契約規則、吉川市建設工事等請負契約約款、その他関係法令に基づき誠実に履行しなければなりません。

また、丸投げ等の一括下請けは認めておりませんので、希望業種の範囲は自ら施工できる業種のみを登録してください。

11　請負代金の支払い

施工完成後に行う検査に合格後、請求に基づく支払いになります。支払までの期間は、請求を受けた日から40日以内です。なお、前払金及び中間払金はありません。

12　契約関係法の遵守と登録の取消し

契約に関して、談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行った場合や、登録及び業務に関して不正または不誠実な行為等を行った場合は、登録を取り消します。

様式第１号（４、６関係）

記　入　例

吉川市小規模建設工事等契約希望者登録申請書

令和6年　**2**月**18**日

（あて先）吉川市長

吉川市が発注する、令和７・８年度の小規模建設工事等の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。

また、吉川市が市税の納付状況を調査することについて同意します。

住所又は所在地	〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目１番地 事業所の所在地を記入してください。 個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅住所を記入		
商号又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ヨシカワケンセツ 吉川建設 法人：商業登記簿に記載された商号 個人：通常使用している名称を記入		
代表者職・氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ダイヒョウ　ヨシカワ　タロウ 代表　吉川 太郎 法人：商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名 個人：「代表」と記入 印		
電話番号 （携帯電話可）	048-982-5111 000-1234-5678	ＦＡＸ番号	048-981-5392

※印鑑は見積書や契約書等に使用するものを押印してください。
※法人の場合は代表者印（登録印）を使用してください。
※個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいもの以外の印鑑を使用してください。

登録希望業種（５業種以内）

番号	登録希望業種	業　務　内　容**(希望する内容)**	許可、免許又は登録を受けている場合の種類、名称
1	建築工事	木造建築物工事	
2	大工工事	造作工事	
3	建具工事	サッシ取付け工事	
4			
5			

・登録希望業種：裏面「業務分類表」の「業種名」欄から選択してください。
・業務内容：裏面「業務分類表」の「業務内容」欄を参考に、簡潔かつ具体的に記入してください。

【添付書類】許可・免許・登録証明書等の写し（希望業種の履行に際して必要な場合）

業　務　分　類　表

業　種　名	業　務　内　容　（例示の一部です　参考としてください）
１ 土木工事	道路工事、治水工事、上下水道管等埋設工事　等
２ 建築工事	鉄骨造・木造・プレハブ造建築物工事　等
３ 大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事　等
４ 左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事　等
５ とび・土工工事	解体工事、土工事、道路標識工事、外構工事、ネットフェンス工事　等
６ 石工事	石積み工事、コンクリートブロック積み工事、石材加工工事　等
７ 屋根工事	瓦屋根・スレート屋根ふき工事、屋根断熱工事　等
８ 電気工事	電気設備工事、照明設備工事　等
９ 管工事	給排水・給湯設備工事、ガス配管工事、冷暖房設備工事　等
１０ ﾀｲﾙ・ﾚﾝｶﾞ・ﾌﾞﾛｯｸ工事	タイル張り工事、レンガ積み工事　等
１１ 鋼構造物工事	鉄骨工事、門扉設置工事、プール工事、屋外広告工事　等
１２ 鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事　等
１３ 舗装工事	アスファルト・コンクリート舗装工事　等
１４ しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
１５ 板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事　等
１６ ガラス工事	ガラス加工取付け工事　等
１７ 塗装工事	塗装工事、路面標示工事　等
１８ 防水工事	アスファルト・モルタル防水工事、シーリング工事　等
１９ 内装仕上工事	内装仕上工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事　等
２０ 機械器具設置工事	水処理機械設備工事、遊具施設設置工事、舞台装置設置工事　等
２１ 熱絶縁工事	冷暖房設備熱絶縁工事　等
２２ 電気通信工事	電話設備設置工事、データ通信設備工事、共同アンテナ設置工事　等
２３ 造園工事	植栽工事、公園設備工事、芝生広場・運動広場工事　等
２４ さく井工事	さく井工事、揚水設備工事　等
２５ 建具工事	サッシ取付け工事、シャッター工事、建具工事　等
２６ 水道施設工事	浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事　等
２７ 消防施設工事	消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、火災報知設備工事　等
２８ 清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事　等
２９ 解体工事	工作物解体工事

記　入　例

様式第４号（６関係）

吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項変更・取下げ届

令和７年　６月　１日

（あて先）吉川市長

令和７・８年度　吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項について、

下記のとおり登録内容を　変更　・　取下げ　しますので届け出ます。

住所又は所在地	〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目１番地		
商号又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬﾖｼｶﾜｹﾝｾﾂ ㈱吉川建設		
代表者職・氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ダイヒョウ　　サイタマ　イチロウ 代表　埼玉 一郎　　印		
電話番号 （携帯電話可）	048-982-5111 080-8765-4321	ＦＡＸ番号	048-981-5392

記

変更事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
代表	吉川　太郎	埼玉　一郎	令和7年5月31日
備考			

※希望業種の変更又は追加の場合で、その業務を履行するにあたって許可・免許等が必要な場合は、
　それらを証明する書類（許可・免許・登録証明書等）の写しを添付してください。

様式第１号（４，６関係）

吉川市小規模建設工事等契約希望者登録申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）吉川市長

吉川市が発注する、令和７・８年度の小規模建設工事等の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。

また、吉川市が市税の納付状況を調査することについて同意します。

住所又は所在地	〒342− 吉川市		
商号又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
代表者職・氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
	印		
電話番号 （携帯電話可）		ＦＡＸ番号	

※印鑑は見積書や契約書等に使用するものを押印してください。
※法人の場合は代表者印（登録印）を使用してください。
※個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいもの以外の印鑑を使用してください。

登録希望業種（５業種以内）

番号	登録希望業種	業　務　内　容	許可、免許又は登録を受けている場合の種類、名称
1			
2			
3			
4			
5			

【添付書類】許可・免許・登録証明書等の写し（希望業種の履行に際して必要な場合）

業　務　分　類　表

業　種　名	業　務　内　容　（例示の一部です　参考としてください）
土木工事	道路工事、治水工事、上下水道管等埋設工事　等
建築工事	鉄骨造・木造・プレハブ造建築物工事　等
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事　等
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事　等
とび・土工工事	解体工事、土工事、道路標識工事、外構工事、ネットフェンス工事　等
石工事	石積み工事、コンクリートブロック積み工事、石材加工工事　等
屋根工事	瓦屋根・スレート屋根ふき工事、屋根断熱工事　等
電気工事	電気設備工事、照明設備工事　等
管工事	給排水・給湯設備工事、ガス配管工事、冷暖房設備工事　等
ﾀｲﾙ・ﾚﾝｶﾞ・ﾌﾞﾛｯｸ工事	タイル張り工事、レンガ積み工事　等
鋼構造物工事	鉄骨工事、門扉設置工事、プール工事、屋外広告工事　等
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事　等
舗装工事	アスファルト・コンクリート舗装工事　等
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事　等
ガラス工事	ガラス加工取付け工事　等
塗装工事	塗装工事、路面標示工事　等
防水工事	アスファルト・モルタル防水工事、シーリング工事　等
内装仕上工事	内装仕上工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事　等
機械器具設置工事	水処理機械設備工事、遊具施設設置工事、舞台装置設置工事　等
熱絶縁工事	冷暖房設備熱絶縁工事　等
電気通信工事	電話設備設置工事、データ通信設備工事、共同アンテナ設置工事　等
造園工事	植栽工事、公園設備工事、芝生広場・運動広場工事　等
さく井工事	さく井工事、揚水設備工事　等
建具工事	サッシ取付け工事、シャッター工事、建具工事　等
水道施設工事	浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事　等
消防施設工事	消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、火災報知設備工事　等
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事　等
解体工事	工作物解体工事

様式第４号（６関係）

吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項変更・取下げ届

令和　　年　　月　　日

（あて先）吉川市長

令和７・８年度　吉川市小規模建設工事等契約希望者登録事項について、

下記のとおり登録内容を　**変更**　・　**取下げ**　しますので届け出ます。

住所又は所在地	〒342- 吉川市		
商号又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
代表者職・氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
	印		
電話番号		ＦＡＸ番号	

記

変更事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
備考			

※希望業種の変更又は追加の場合で、その業務を履行するにあたって許可・免許等が必要な場合は、
それらを証明する書類（許可・免許・登録証明書等）の写しを添付してください。